

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 21 年 10 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (7月31日現在)	発生場所
1	H21.10.2	換気空調設備 (建屋内機器の正常な 運転のために適切な環 境にする設備)	<p>定期検査期間中、4台ある原子炉棟・タービン区域排風機の1台を点検中に、当該排風機の電動機をチェーンブロックで床に吊り降ろす際に、電動機に付属した端子箱に別のチェーンが引っ掛かったまま電動機を降ろしたため、端子箱および内部のケーブルを破損した。</p> <p>このため、破損した端子箱およびケーブルの補修を行った。</p> <p>原因調査の結果、当該電動機廻りの干渉物の確認をすることとなっていたが、確認が不十分であったことが判明した。</p> <p>このため、本事象について協力会社に周知を行い、作業前の確認を徹底することとした。</p>	処置済み	サービス 建 屋
2	H21.10.3	給排水処理設備 (発電所にて使用する 純水等を製造、排水を 処理する設備)	<p>給排水処理設備のうち、排水処理に用いる硫酸を希釈する槽において、水位が高いことを示す警報が発生した。その後、当該槽の水位上昇が継続したため、硫酸および希釈用の水の注入を停止した。</p> <p>原因調査の結果、硫酸注入用弁のシート面への異物の噛み込みにより、当該槽への硫酸の注入が続き水位が上昇したものと判明した。</p> <p>このため、弁シート面の手入れを行い、復旧した。</p>	処置済み	給 排 水 処 理 建 屋

3	H21.10.7	<p>原子炉冷却材浄化系電動弁 （原子炉水中の不純物を除去し水質を維持する設備の弁）</p>	<p>定期検査期間中，原子炉冷却材浄化系の電動弁の分解点検を実施したところ，弁体のシート面に浸食が確認されたため，弁体を取替えた。</p> <p>原因調査の結果，弁体のシート面に使用されている材料が溶存酸素濃度が高い使用環境条件によって浸食したものと推定した。</p> <p>そのため，計画的に点検を実施し，浸食状況を確認していくとともに，取替が必要となった場合のために，シート面が浸食に強い材料の弁体を準備することとした。</p>	処置済み	原子炉 建屋
4	H21.10.7	<p>タービン駆動原子炉給水ポンプ （原子炉に水を供給するポンプ）</p>	<p>定期検査期間中，タービン駆動原子炉給水ポンプの分解点検中に，点検当初にはなかった軸受部の打痕を確認した。</p> <p>軸受部の打痕を補修し，復旧した。</p> <p>原因調査の結果，打痕の発生原因の特定には至らなかったが，開放時の点検前には打痕は確認されていないことから分解点検中に発生したものと判断した。</p> <p>このため，点検時に機器保護のための養生を行うことなどについて当該ポンプの工事仕様書に反映した。</p>	処置済み	タービン 建屋
5	H21.10.15	<p>相分離母線冷却器冷却水入口弁 （発電機で発生した電気を送電系統に供給する電源母線の冷却に使用する弁）</p>	<p>定期検査期間中，相分離母線冷却器の点検のため，相分離母線冷却器入口弁を工具で閉操作した際に，当該弁の開度を調整するギア機構を収納する箱に亀裂が生じた。</p> <p>ギア機構および収納する箱の取替えを行った。</p> <p>原因調査の結果，弁の操作時に工具を用いて過度の力を加えたためと判明した。</p> <p>このため，当該弁と同様の機構をもつ弁を操作する際には工具を使用しない旨，手順書に反映した。</p>	処置済み	タービン 建屋

6	H21.10.19	<p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 (非常用電源を供給するための発電設備)</p>	<p>定期検査期間中，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備において，緊急停止の試験を実施していたところ，4回の試験のうちの最後の試験において，停止信号を発信しても当該設備が停止しなかった。</p> <p>燃料供給を停止するための部品の一部が当該試験時に脱落したことによるものと判明したため，当該部品を取付けるとともに，脱落防止処置を実施した。</p> <p>原因調査の結果，工場製作時の取り付け不良，ディーゼル発電設備運転による振動等が重なって当該部品の脱落に至ったものと推定した。</p> <p>再発防止対策は，既の実施している脱落防止処置で十分であると判断した。</p>	処置済み	原子炉 建屋
7	H21.10.22	<p>低圧タービン (主タービンのうち，低圧のタービン)</p>	<p>定期検査期間中，分解した低圧タービンの静翼を架台上に受け材を介して置いていたところ，受け材が割れ，当該静翼が架台から落ちて，静翼の一部にへこみが生じた。このため，当該箇所を補修した。</p> <p>原因調査の結果，受け材が割れた原因は木製の受け材の強度不足によるものと推定した。</p> <p>このため，受け材を割れないゴム製のものにするとともに，受け材を使用する箇所を減らすため，架台上に開いているボルト穴をゴムで塞ぎ，静翼を直接架台に置いても，架台のボルト部と静翼が接触しないようにした。</p>	処置済み	タービン 建屋

8	H21.10.22	計装用圧縮空気系空気圧縮機 (建屋内外の計装, 制御系の機器に圧縮空気を供給する設備)	<p>定期検査期間中, 2台ある空気圧縮機のうち1台において, 分解点検を実施したところ, 空気吸入弁を構成する部品のうち, 今回取替えを行う予定であった板ばねが損傷していることを確認した。</p> <p>このため, 当該空気吸込弁を取替えた。</p> <p>原因調査の結果, 空気吸込弁の長時間の使用による摩耗により板ばねの損傷に至ったものと判断した。</p> <p>このため, 2台の空気圧縮機について定期的に切替えて運転することとし, 板ばね取替えまでの運転時間を短くした。</p>	処置済み	原子炉 建屋
9	H21.10.27	格納容器冷却系送風機 (格納容器内機器の正常な運転のために格納容器内を適切な環境にする設備)	<p>定期検査期間中, 3台ある格納容器冷却系上部送風機電動機のうち1台において, 分解点検後の組立作業として電動機シャフトに冷却ファンを取付ける過程でシャフトネジ部を損傷した。</p> <p>損傷したネジ部を切り直して, 復旧した。</p> <p>原因調査の結果, 当該ネジ部が逆ネジであることに気付かず, 正ネジに切り直したため損傷させたものと判明した。</p> <p>このため, ネジ部を切り直す際の注意事項を工事要領書に反映するとともに, 逆ネジを使用している機器に逆ネジ使用の表示を行った。</p>	処置済み	原子炉 建屋

・「不適合」とは, 要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」, 「補修済み・取替済み・復旧済み」, 「処置済み」については, 以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。
今後, 原因調査, 対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し, 原因調査, 対策等を実施済みです。
なお, 今後, 水平展開について検討・対応します。